小型無人機に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成27年4月24日 内閣官房長官決裁 平成27年6月1日 一 部 改 正

- 1 小型の無人機(以下「小型無人機」という。)を利用したテロ等に対する重要施設の警備体制の抜本的強化、小型無人機の運用ルールの策定と活用の在り方、関係法令の見直し等について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、小型無人機に関する関係府省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認める ときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房副長官(事務)

副議長 内閣危機管理監

内閣官房副長官補(内政担当)

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)

構成員 内閣総務官

内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(内政担当)付)

内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(事態対処·危機管理 担当)付)

内閣官房内閣審議官(内閣情報官付)

内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室長代理 (副政府CIO)

内閣官房日本経済再生総合事務局次長

内閣官房内閣審議官(内閣サイバーセキュリティセンター)

内閣府地方創生推進室長代理

宮内庁長官官房審議官

警察庁警備局長

消費者庁次長

総務省総合通信基盤局長

消防庁次長

法務省民事局長

外務省総合外交政策局長

文化庁次長

農林水産省消費・安全局長

経済産業省製造産業局長

国土交通省航空局長

海上保安庁海上保安監

原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

防衛省運用企画局長

防衛省統合幕僚監部運用部長

- 3 連絡会議は、必要に応じ、分科会及び幹事会を開催することができ、分科会及び幹事会の構成員は関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。